令和6年度 弘前市保育料基準額表

教育標準時間保育料【1号認定:幼稚園、認定こども園で教育を利用する場合】

保育料が無償となります。

保育標準時間・保育短時間保育料【2・3号認定:保育園、認定こども園で保育を利用する場合】

3歳以上児は、保育料が無償となります。3歳未満児は、下表のとおりとなります。

(単位:円)

	(単位・円)									
各月初日の児童の属する世帯の区分			月額保育料 ※()内は保育短時間認定における額							
			3歳未満児							
階層	定義 (父母等の税	①保護者と生計を一にする子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか		佐1フ	第2子		第3子以降			
区分	額の合計 ※1)	②同時在園※2で 年長者から何番目の子どもか		第1子	第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降	
①児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者 ②生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0							
В2		市町村民税非課税世帯		0						
C2		均等割のみ課税及び所得割課税額 48,600円未満である世帯		11,000 (10,800)		5,500 (5,400)		0		
D1-2		所得割課税額 48,600円以上57,700円未満である世帯	%	17,500 (17,100)	8,750 (8,550)		0			
D1-2		所得割課税額 57,700円以上72,800円未満である世帯		17,! (17,	500 100)	8,750 (8,550)	5,830 (5,700)	2,910 (2,850)	0	
D2-2	A階層を除 き、当該年度 市町村民税	所得割課税額 72,800円以上77,101円未満である世帯			500 100)	10,250 (10,050)	6,830 (6,700)	3,410 (3,350)	0	
D3	額の区分が 次の区分に 該当する世	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯		22, (22,	500 100)	11,250 (11,050)	7,500 (7,360)	3,750 (3,680)	0	
D4	帯(なお、4月 分~8月分は 前年度市町	所得割課税額 97,000円以上133,000円未満である世帯			000 400)	13,500 (13,200)	23,830 (23,430)	11,910 (11,710)	0	
D5	村民税額に 基づき算定 する)	所得割課税額 133,000円以上169,000円未満である世帯	4	31,000 (30,400)		15,500 (15,200)	25,160 (24,760)	12,580 (12,380)	0	
D6	<i>y W</i> /	所得割課税額 169,000円以上235,000円未満である世界	⊒‡	36, (35,	36,000 (35,100)		32,330 (31,730)	16,160 (15,860)	0	
D7		所得割課税額 235,000円以上301,000円未満である世界	Ħ	40, (39,	40,000 (39,100)		33,660 (33,060)	16,830 (16,530)	0	
D8		所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世界	Ħ	47,000 (45,800)		23,500 (22,900)	42,330 (41,530)	21,160 (20,760)	0	
D9		所得割課税額 397,000円以上である世帯		55,000 (53,400)		27,500 (26,700)	49,950 (48,530)	24,970 (24,260)	0	

(※1) 上記に記載する税額は、原則として保護者(父母)の合計額です。

ただし、家計の主宰者(家計を担う主たる者)が別にいる場合は、その方の税額も算入します。

- 4~8月分は令和5年度の市町村民税額、9月~翌年3月分は令和6年度の市町村民税額に基づいて階層を決定します。
- (※2) 「同時在園」とは、教育・保育給付認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育、企業主導型保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものことです。
- (※3) 所得割課税額が77.101円未満に属している世帯のうち、ひとり親家族(母子・父子世帯)、在宅障がい児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

	保護者と生計を一にする子どもにおいて	3歳未満児		
	年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子以降	
B1	市町村民税非課税世帯	0	0	
C1	均等割のみ課税及び所得割課税額 48,600円未満である世帯	5,500 (5,400)	0	
D1-1	所得割課税額 48,600円以上72,800円未満である世帯	8,750 (8,550)	0	
D2-1	所得割課税額 72,800円以上77,101円未満である世帯	9,000 (9,000)	0	

(単位:円) ※()内は保育短時間認定における額

- (※4) 保育料決定に係る市町村民税額は、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除などを適用する前の額となります。
- (※5) 令和6年度の保育料は、令和6年3月31日現在の子どもの満年齢によって決定します。その子どもが年度途中で誕生日を迎えても、本年度の保育料は変わりません。
- (※6) 弘前市では、保育料を国の基準額に対し、低く設定しています。
- (※7) 3歳以上児の保育料は無償ですが、給食費(主食費・副食費)、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外であり、保護者負担となります。 3歳未満児についても、弘前市が決定する保育料以外にこれらの保護者負担が生じる場合があります。詳しくは各施設へご確認ください。

令和6年度 弘前市副食費徵収免除基準表(1号·2号認定)

教育標準時間副食費 【1号認定:幼稚園、認定こども園で教育を利用する場合】

	各月	副食費		
階層 区分		定 義 (父母等の税額の合計※1)	3歳以上児	
第1	②生活保護法による被	4に規定する里親である保護者 保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
第2-1 第2-2		市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	免 除	
第3-2	第1階層を除き、当該 年度市町村民税額の 区分が次の区分に該 当する世帯(なお、4	所得割課税額 77,101円未満である世帯		
	ヨ9〜8月分は前年 月分〜8月分は前年 度市町村民税額に基 づき算定する)	所得割課税額 77,101円以上211,200円未満である世帯	徴収	
第5		所得割課税額 211,201円以上である世帯	※幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に3人目以降の場合は免除	

保育標準時間・保育短時間保育料【2・3号認定:保育園、認定こども園で保育を利用する場合】

各月初日の児童の属する世帯の区分				副食費		
階層 区分	定 義 (父母等の税額の合計※1)			3歳以上児		
А	①児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者 ②生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯					
B2		市町村民税非課税世帯		 免 除		
C2		均等割のみ課税及び所得割課税額 48,600円未満である世帯		20 PM		
D1-2		所得割課税額 48,600円以上57,700円未満である世帯	 2			
D1-2		所得割課税額 57,700円以上72,800円未満である世帯				
D2-2		所得割課税額 72,800円以上77,101円未満である世帯				
D3	A階層を除き、当該年 度市町村民税額の区 分が次の区分に該当 する世帯(なお、4月	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯				
D4	分~8月分は前年度 市町村民税額に基づ き算定する)	所得割課税額 97,000円以上133,000円未満である世帯		徴 収		
D5		所得割課税額 133,000円以上169,000円未満である世帯		※小学校就学前までの範囲に おいて、最年長の子どもから順 に3人目以降の場合は免除		
D6		所得割課税額 169,000円以上235,000円未満である世帯		に3人自以降の場合は免除		
D7		所得割課税額 235,000円以上301,000円未満である世帯				
D8		所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯				
D9		所得割課税額 397,000円以上である世帯				

- (※1) 上記に記載する税額は、原則として保護者(父母)の合計額です。 ただし、家計の主宰者(家計を担う主たる者)が別にいる場合は、その方の税額も算入します。 4~8月分は令和5年度の市町村民税額、9月~翌年3月分は令和6年度の市町村民税額に基づいて階層を決定します。
- (※2) 所得割課税額が77,101円未満に属している世帯のうち、ひとり親家族(母子・父子世帯)、在宅障がい児(者)のいる世帯等は、**副食費免除**となります。
- (※3)副食費徴収免除に係る市町村民税額は、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式譲渡所得割額の控除、 住宅借入金等特別税額控除などを適用する前の額となります。